

相楽東部広域連合の休日を定める条例

平成 20 年 12 月 22 日
条 例 第 2 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 4 条の 2 第 1 項の規定に基づき、相楽東部広域連合（以下「広域連合」という。）の休日について定めるものとする。

(広域連合の休日)

第 2 条 次の各号に掲げる日は、広域連合の休日とし、広域連合の機関の執務は、原則として行わないものとする。

(1) 日曜日及び土曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日

(3) 12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までの日（前号に掲げる日を除く。）

2 前項の規定は、広域連合の休日に広域連合の機関が所掌事務を遂行することを妨げるものではない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。